令和７年度の施設利用料について

原則として予算の範囲内でトライズ会計から事務局が支払うものとします。

1　各スクールにおける施設利用料の予算額を設定し、各スクールの上限額に達した時点で、以降に発生する利用料はスクール負担となります。予算額の設定は下記のとおり算出いたします。

⑴　年間施設利用料見込額調査票（別紙）を提出。 提出期限　3月 28 日（金）

⑵　年間施設利用料見込額と予算額によりトライズ全体としての負担割合（上限額）を設定。

⑶　スクールごとの年間施設利用料見込額に⑵の全体の負担割合を乗じてスクールごとの上限額を算出

※年間施設利用料見込額調査票の提出がなかったスクールについては、予算の執行状況により可能な場合のみ対応することとします。

但し、予算額を上回る施設使用料が発生した場合は、その上回った利用については原則としてスクールの負担とするとともに、その翌年度から負担の在り方を見直すこととします。

2　施設使用料は請求書をもってトライズ事務局から各施設へ振込払いとします。

請求書の宛名トライズ〇〇スクール（クラブ）と記載してください。

宛名にトライズの記載がない場合や立替払いの場合は対象外となります。

3 利用実績報告書に請求書又は振込依頼書等を添付し、原則、毎月の最終日までに提出してください。